

一、最新中国法令

- [司法部关于欧盟外国补贴调查相关做法构成不当域外管辖的公告](#)

【发布单位】司法部
【发布文号】司法部公告第 5 号
【发布日期】2026-05-15
【实施日期】2026-05-15
【内容提要】欧盟利用《外国补贴条例》在对对方威视调查中对中国实体采取的相关跨境调查做法,构成不当域外管辖措施。任何组织、个人不得执行或者协助执行该不当域外管辖措施。

【法令全文】请点击以下网址查看:
https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/zwxgk/fdzdgnr/fdzdgnrtzjw/202605/t20260515_535049.html

- [中国证券监督管理委员会发布《衍生品交易监督管理办法（试行）》](#)

【发布单位】中国证券监督管理委员会
【发布文号】中国证券监督管理委员会令第 234 号
【发布日期】2026-05-14
【实施日期】2026-11-16
【内容提要】该办法对衍生品交易和结算、衍生品交易者、衍生品经营机构、衍生品市场基础设施、监督管理和法律责任等进行了规定。其中,衍生品交易是指期货交易以外的,互换合约、远期合约和非标准化期权合约及其组合的交易。

【法令全文】请点击以下网址查看:
<https://www.csrc.gov.cn/csrc/c101953/c7632837/content.shtml>

- [商务部等 6 部门关于加力优化离境退税措施扩大入境消费的通知](#)

【发布单位】商务部等 6 部门
【发布文号】商消费发 2026 年第 74 号
【发布日期】2026-05-12
【内容提要】该通知提出:

实行小额抽检制
<ul style="list-style-type: none">▪ 自 2026 年 07 月 01 日起,对退税销售额 1 万元以下的退税申请单,按一定比例随机抽取进行实物验核。▪ 对退税销售额 1 万元及以上的退税申请单,逐单进行实物验核。
优化“即买即退”服务
<ul style="list-style-type: none">▪ 推动“即买即退”异地互认,办理“即买即退”业务的旅客可以在异地口岸办结离境退

一、最新中国法令

- [EU の外国補助金に関する調査手法が不当な域外管轄に該当する旨の司法部による公告](#)

【発布機関】司法部
【発布番号】司法部公告第 5 号
【発布日】2026-05-15
【実施日】2026-05-15
【概要】EU が、「外国補助金規則」を利用した同方威視社に対する調査において、中国の事業者に対して講じた関連する越境調査手法は、不当な域外管轄措置に該当する。いかなる組織及び個人も、当該不当な域外管轄措置を執行し、又はその執行に協力してはならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/zwxgk/fdzdgnr/fdzdgnrtzjw/202605/t20260515_535049.html

- [中国証券監督管理委員會は「デリバティブ取引監督管理弁法（試行）」を公布した](#)

【発布機関】中国証券監督管理委員會
【発布番号】中国証券監督管理委員會令第 234 号
【発布日】2026-05-14
【実施日】2026-11-16
【概要】本弁法は、デリバティブ取引及び決済、デリバティブ取引者、デリバティブ取扱機構、デリバティブ市場インフラ、監督管理及び法的責任等について規定する。そのうち、デリバティブ取引とは、先物取引をのぞく、スワップ契約、先渡契約、非標準化オプション契約及びそれらの組み合わせによる取引を指す。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<https://www.csrc.gov.cn/csrc/c101953/c7632837/content.shtml>

- [出国時の税還付措置の最適化に力を入れ入国時の消費を拡大するための商務部等 6 部門による通知](#)

【発布機関】商務部等 6 部門
【発布番号】商消費発 2026 年第 74 号
【発布日】2026-05-12
【概要】本通知は、以下の措置を打ち出している。

小額抜き取り検査制度の実施
<ul style="list-style-type: none">▪ 2026 年 7 月 1 日から、税還付対象売上額が 1 万元未満の還付申請書については、一定の割合で無作為に抽出し、現物検査を行う。▪ 税還付対象売上額が 1 万元以上の還付申請書については、1 件ごとに現物検査を行う。
「購入即還付」サービスの最適化
<ul style="list-style-type: none">▪ 「購入即還付」の他地域間での相互承認を推進し、「購入即還付」サービスを利用する旅客は、

<p>税业务。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 统一延长各地“即买即退”离境期限要求至28天。
<p>推行退税无纸化办理</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 自2026年07月01日起，允许海关、代理机构对退税申请单、退税物品销售发票进行线上确认并办理退税。

【法令全文】请点击以下网址查看：
https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_f1cb6bc8911745a8b2a6d8a5b39c043f.html

● [商务部等5部门关于调整《向特定国家\(地区\)出口易制毒化学品管理目录》的公告](#)

【发布单位】商务部等5部门
 【发布文号】商务部公告2026年第6号
 【发布日期】2026-05-22
 【实施日期】2026-05-22
 【内容提要】根据该公告：向美国、墨西哥、加拿大出口附件1第一部分所列化学品的，向缅甸、老挝、阿富汗出口附件1第二部分所列化学品的，应按照《向特定国家(地区)出口易制毒化学品暂行管理规定》申请许可，向其他国家(地区)出口无需申请许可。

【法令全文】请点击以下网址查看：
https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_fd260389389f47adbda5bfb1eb6b824d.html

● [浙江省市场监督管理局关于规范数据知识产权作价出资\(入股\)的通知](#)

【发布单位】浙江省市场监督管理局
 【发布文号】浙市监〔2026〕22号
 【发布日期】2026-05-16
 【实施日期】2026-06-22
 【法令全文】请点击以下网址查看：
https://zjamr.zj.gov.cn/col/col1229565162/art/2026/art_af6b22e08e5746788c54cf10886ae012.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

<p>他地域の通関検査場でも出国時の税還付手続きを完了できるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 各地の「購入即還付」における出国期限の要求を、一律28日間に延長する。
<p>税還付手続きのペーパーレス化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 2026年7月1日から、税関及び代理機構が、還付申請書及び還付対象物品の販売発票をオンラインで確認し、税還付手続きを行うことを認める。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_f1cb6bc8911745a8b2a6d8a5b39c043f.html

● [「特定の国\(地区\)向け麻薬及び向精神薬に転換し得る化学品輸出管理目録」の調整に関する商务部等5部門による公告](#)

【発布機関】商务部等5部門
 【発布番号】商务部公告2026年第6号
 【発布日】2026-05-22
 【実施日】2026-05-22
 【概要】本公告によると、米国、メキシコ、カナダ向けに附属書1の第1部分に掲げる化学品を輸出する場合、及びミャンマー、ラオス、アフガニスタン向けに附属書1の第2部分に掲げる化学品を輸出する場合は、「特定の国(地区)向け麻薬及び向精神薬に転換し得る化学品輸出の暫定管理規定」に基づき、許可を申請するものとし、他の国(地区)に輸出する場合は、許可申請を行う必要はない。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_fd260389389f47adbda5bfb1eb6b824d.html

● [データ知的財産権の現物出資\(資本参加\)に関する浙江省市场监督管理局による通知](#)

【発布機関】浙江省市场监督管理局
 【発布番号】浙市監〔2026〕22号
 【発布日】2026-05-16
 【実施日】2026-06-22
 【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
https://zjamr.zj.gov.cn/col/col1229565162/art/2026/art_af6b22e08e5746788c54cf10886ae012.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や対応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内するURLは政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、最新资讯

● [中美双方在经贸领域达成五方面初步成果](#)

日前，商务部[答记者问](#)，宣布中美双方在经贸领域达成初步成果。包括：

- 双方将通过贸易理事会讨论有关产品降税等问题，原则同意对同等规模的各自关注产品降税。
- 双方将解决或实质性推动解决部分农产品非关税壁垒和市场准入问题。
- 双方同意通过一定范围产品的相互降税等安排，推动扩大包括农产品在内等领域的双向贸易。
- 双方就中方向美方采购飞机以及美方保障飞机发动机、零部件对华供应等达成有关安排，同意继续推进相关领域合作。

（里兆律师事务所 2026 年 05 月 20 日编写）

● [最高检印发依法平等保护企业合法权益典型案例](#)

日前，最高人民检察院印发《[依法平等保护企业合法权益典型案例](#)》。本次印发 6 件典型案例，涵盖：民营企业内部腐败、“一货多卖”合同诈骗、外资企业职务侵占和盗窃、破坏特种设备远程监测控制系统等。

（里兆律师事务所 2026 年 05 月 22 日编写）

● [国家市场监督管理总局就《市场监督管理行政处罚裁量规定》公开征求意见](#)

为规范行政处罚裁量，统一执法尺度，国家市场监督管理总局研究起草了《[市场监督管理行政处罚裁量规定（征求意见稿）](#)》，现向社会公开征求意见（截止日期为 2026 年 06 月 14 日）。内容包括：

- 将行政处罚裁量基准的制定权限调整至省级以上市场监管部门；
- 区分从轻、减轻处罚；
- 扩充从轻减轻处罚适用情形；
- 在全国范围内统一“初次违法”“违法行为轻微”“危害后果轻微”等裁量因素和判定标准。

（里兆律师事务所 2026 年 05 月 24 日编写）

二、新着情報

● [中美两国は経済貿易分野において 5 つの分野で初期成果を達成した](#)

先頃、商務部は[記者からの質問に回答し](#)、中美両国が経済貿易分野において初期成果を達成したことを発表した。それには、下記の内容が含まれる。

- 双方は、貿易理事会を通じて対象製品の関税引下げ等の課題について議論し、同規模の相互の関心製品に対する関税引き下げについて原則的に合意した。
- 双方は、一部農産物に係る非関税障壁及び市場参入問題を解決し又は実質的皆生れに向けて推進する。
- 双方は、一定範囲の製品に対する相互関税引下げ等の措置を通じ、農産物を含む分野における双方向貿易の拡大を推進することに同意した。
- 双方は、中国による米国からの航空機購入並びに米国による航空機エンジン及び部品の中国向け供給保証等に関する取り決め合意し、関連分野における協力を引き続き推進することに同意した。

（里兆法律事務所が 2026 年 5 月 20 日付で作成）

● [最高人民検察院が企業の合法的權益を法に依拠し平等に保護する代表的事例を公表した](#)

先頃、最高人民検察院は「[企業の合法的權益を法に依拠し平等に保護する代表的事例](#)」を公表した。今回公表された 6 件の代表的事例には、民間企業内部の腐敗、「同一商品を複数回販売する」契約詐欺、外資系企業における職務横領及び窃盗、特種設備の遠隔監視制御システムの破壊等が含まれる。

（里兆法律事務所が 2026 年 5 月 22 日付で作成）

● [国家市場監督管理総局が「市場監督管理行政処罰裁量規定」に関するパブリックコメント募集を実施](#)

行政処罰の裁量を規範化し、法執行の基準を統一するため、国家市場監督管理総局は「[市場監督管理行政処罰裁量規定（意見募集案）](#)」を起草し、パブリックコメントを募集している（締め切りは 2026 年 6 月 14 日となる）。その内容には、以下のものが含まれる。

- 行政処罰裁量基準の制定権限を省レベル以上の市場監督管理部門に調整する。
- 軽い処罰と処罰の軽減を区別する
- 軽い処罰と処罰の軽減が適用される事由を拡充する。
- 全国において「初回違法」「違反行為が軽微」「危害の結果が軽微」等の裁量要素及び判定基準を統一する。

（里兆法律事務所が 2026 年 5 月 24 日付で作成）

三、里兆解读

● 简析《反外国不当域外管辖条例》

内容提要:

2026年04月07日,国务院发布了《反外国不当域外管辖条例》(以下简称“该条例”),自当日起生效实施。作为该条例生效后的首次执法实践,司法部于2026年05月15日发布公告,明确认定欧盟外国补贴调查相关做法构成不当域外管辖,据此可知,该条例并非停留于原则性宣示。该条例以行政法规形式、系统性地构建了涵盖外国不当域外管辖措施的识别、公告、阻断、反制与救济等内容的全链条制度框架,同时也引入了“恶意实体清单”、“禁执令”等创新机制,建议企业予以关注。

正文:

一、不当域外管辖措施的识别

识别某一外国措施是否构成不当域外管辖措施,是启动后续阻断与反制程序的前提。该条例第6条对此作出规定,确立了由国家层面主导的识别机制,而非由企业自行认定。如果构成外国不当域外管辖措施的,政府当局会予以公告,此时原则上任何组织、个人不得执行或者协助执行外国不当域外管辖措施。主要要点如下:

1. **识别部门:** 由国务院法治部门牵头,协同其他相关机关共同开展识别工作。与《阻断外国法律与措施不当域外适用办法》以商务部门为主导不同,此次由法治部门主导,体现了中国应对域外管辖措施从行政主导向法治化、规范化的转型。
2. **启动程序:** 实行“依职权+依申请”双轨制,既可以由国务院法治部门牵头、依职权主动发起识别工作,也可以由中国公民、组织向国务院法治部门申请认定外国不当域外管辖措施。
3. **识别标准:** 主要考量3个因素(是否违反国际法,是否与不当域外管辖措施实施国存在“适当联系”,是否危害中国国家主权或损害中国公民、组织权益)和1个兜底条款。该等识别标准,虽不是对不当域外管辖措施的精确界定,但却是应对外国“长臂管辖”以及复杂多变国际贸易环境的灵活之举。

三、里兆解説

● 「外国による不当な域外管轄措置への対応に関する条例」を読み解く

概要:

2026年4月7日、国务院は「外国による不当な域外管轄措置への対応に関する条例」(以下「本条例」という)を公布し、即日施行している。同条例の発効後、初の法執行事例として、司法部は2026年5月15日付公告を通じ、欧州連合(EU)による《外国補助金条例》下での調査手法が「不当な域外管轄措置」に該当すると認定した。この点からも明らかのように、本条例は、単なる原則的な宣言に留まらず、行政法規として、外国の不当な域外管轄措置の認定、公告、阻止、対抗措置、および救济等を網羅する一連の手続きをルール化している。さらに新たに「悪意のあるエンティティリスト」や「執行禁止令」などの制度も導入されており、企業においては今後の運用動向を注視しておくことが望ましい。

本文:

一、不当な域外管轄措置の認定

ある外国の措置が「不当な域外管轄措置」に該当するとの判定が下されてはじめて、それに対する阻止・対抗手続きが開始されることになっている。本条例第6条では、上記該否の判断を企業に委ねず、国家主導のもとで該否判定を行う仕組みになっており、もし外国の不当な域外管轄措置に該当すると認められた場合、政府当局が公表し、その時点から原則として、いかなる組織・個人も、当該外国の不当な域外管轄措置の実施及びその実施に協力することが禁じられる。主なポイントは以下の通りである。

1. **認定部門:** 国务院の法治部門が中心となり、他の関連当局と連携し認定作業を実施する。「外国の法律および措置の不当な域外適用の阻止に関する弁法」が商務部門主導であったとは異なり、今回は法治部門が主導することになっている。これは、中国が、域外による管轄措置への対応は、もはや行政手段のみに頼るのではなく、法的枠組みや制度体系に基づき対応する方向へと転換したことを意味する。
2. **手続きの発動:** 「職権+申請」の2通りの方法を採用している。国务院法治部門が主導して職権により自発的に認定作業を開始できるほか、中国の公民・組織が国务院法治部門に対し、外国の不当な域外管轄措置の認定を申請することも可能である。
3. **認定基準:** 主に3つの判断要素(国際法に違反しているか、当該措置の実施国と「接点」があるか、中国の国家主権を脅かすか、中国の公民・組織の権益を損なうか)と1つの包括条項が含まれる。これは、認定の基準を過度に厳密に定めず幅を持たせることで、諸外国の「ロングアーム管轄」や複雑に変化する国際貿易環境に柔軟に対応できるよう配慮されている。

另外，不当域外管辖措施的识别结果，并非一成不变，作出决定的部门可依申请或者依职权组织评估，并根据评估结果或者申请审查情况作出暂停、变更或者取消有关反制和限制措施的决定，体现了制度的动态调整与审慎适用原则。

二、新建“恶意实体清单”

该条例第 8 条首次设立“恶意实体清单”，专门针对推动或参与实施外国不当域外管辖措施的外国组织、个人。一旦某外国组织、个人被列入该清单，中国当局有权对其采取签证与入境限制、中国境内工作与停留限制、中国境内财产冻结、数据和个人信息及交易禁令、进出口限制、投资限制、罚款等一系列反制和限制措施，而且，该等措施可延伸适用于其实际控制或参与设立、运营的其他组织。

与《不可靠实体清单规定》中的“不可靠实体清单”相比，“恶意实体清单”具有以下特点：

1. **针对对象**：“不可靠实体清单”主要侧重国际经贸及相关活动中危害中国国家主权或违反正常市场交易原则的外国实体，而“恶意实体清单”是针对推动或参与外国不当域外管辖措施的组织及个人。
2. **措施范围**：“恶意实体清单”在“不可靠实体清单”已有的进出口限制、投资限制、入境限制、中国境内工作与停留限制、罚款等限制措施的基础上，新增中国境内财产冻结、数据和个人信息及交易禁令等更强手段。
3. **穿透适用**：“恶意实体清单”的限制措施可延伸适用于被列入主体实际控制或参与设立、运营的其他组织，而“不可靠实体清单”无此规定。

三、创设“禁执令”制度

当不当域外管辖措施被识别、认定后，根据该条例第 13 条的规定，国务院法治部门可发布“禁执令”，明确禁止相关组织和个人执行或协助执行该措施。“禁执令”是具有明确法律约束力的文件，一方面，对执行或者协助执行外国不当域外管辖措施的行为进行精准阻断，切断其在中国境内的效力传导；另一方面，也是为相关组织和个人提供对抗不当域外管辖措施的“法律盾牌”，使其有法可依地拒绝配合。

与《阻断外国法律与措施不当域外适用办法》中的禁令相比，“禁执令”具有更强的针对性与威慑

また、不当な域外管轄措置の認定結果が永久不変となるわけではない。決定を下した部門は、申請または自らの職権により評価を実施し、その評価結果に基づき、関連する対抗措置や制限措置の停止、変更、または取り消しの決定を行うことができる。本制度は、柔軟性と慎重さを両立させた規定となっている。

二、新たに設けられた「悪意のあるエンティティリスト」

本条例第 8 条で、外国の不当な域外管轄措置の推進・その実施に関与する外国の組織・個人を対象とした「悪意のあるエンティティリスト」が初めて導入された。ある外国の組織・個人が同リストに掲載された場合、中国当局は当該対象者に対し、ビザ発給・入国制限、中国国内での就労および滞在制限、中国国内の財産凍結、データ・個人情報および取引の禁止令、輸出入制限、投資制限、過料などの一連の対抗措置および制限措置を講じる権利を有する。さらに、これらの措置は、当該対象者が実質的に支配している、または設立・運営に関与している他の組織にも拡張して適用させることが可能である。

「信頼できないエンティティリスト規定」の「信頼できないエンティティリスト」と比較すると、「悪意のあるエンティティリスト」には以下の特徴がある。

1. **対象者**：「信頼できないエンティティリスト」が主に国際貿易および関連活動において中国の国家主権を脅かす、または正常な市場取引の原則に違反する外国のエンティティに重点を置いているのに対し、「悪意のあるエンティティリスト」は外国の不当な域外管轄措置を推進し、または関与する組織および個人を対象としている。
2. **措置の内容**：「悪意のあるエンティティリスト」は、「信頼できないエンティティリスト」の既存の措置（輸出入制限、投資制限、入国制限、中国国内での就労・滞在制限、過料など）に加え、中国国内の財産凍結、データや個人情報および取引の禁止令といった、より強力な手段を新たに追加している。
3. **措置の適用範囲**：「悪意のあるエンティティリスト」の制限措置は、リスト掲載主体が実質的に支配し、または設立・運営に関与する他の組織にまで拡張して適用可能であるが、「信頼できないエンティティリスト」にはこの規定はない。

三、「執行禁止令」制度の創設

不当な域外管轄措置であると認定された後、本条例第 13 条の規定に基づき、国务院法治部門は「執行禁止令」を発し、関連する組織および個人が当該措置を実施することや実施に協力することを一切禁止することができる。「執行禁止令」は法的な拘束力を持つ文書であり、一方で外国の不当な域外管轄措置の実行・協力行為を的確にブロックし、中国国内への効力の波及を遮断するものであり、また、これを「法的盾」にし、関連する組織や個人が、不当な域外管轄措置に対抗し、不当な協力要請を拒否するための法的な根拠となる。

「外国の法律および措置の不当な域外適用の阻止に関する弁法」における禁止令と比較すると、「執行禁止

力，主要如下：

1. **性质不同**：《阻断外国法律与措施不当域外适用办法》中的禁令是针对特定外国法律与措施的一般性禁止（禁令发布后，所有人均不得承认、执行、遵守该外国法律与措施）；而“禁执令”是针对特定主体的个案决定（即、对某个已经在执行或协助执行不当域外管辖措施的主体定向发出禁止决定）。
2. **法律后果**：违反《阻断外国法律与措施不当域外适用办法》中禁令的法律后果仅是警告、责令改正和罚款，而违反“禁执令”的法律后果更为严厉，涵盖限制政府采购、招投标、货物/技术进出口、国际服务贸易、跨境数据传输、出入境及中国境内停留居留等，甚至追究刑事责任。

四、 配套保障与救济机制

为兼顾法律刚性与商业复杂性，该条例还设置了一系列配套安排，主要包括：

1. **豁免机制**：根据该条例第 6、11 条规定，有关组织、个人如因特殊情况确需执行或协助执行外国不当管辖措施，或者确需与被采取反制和限制措施的组织、个人进行被禁止或者限制的相关活动的，可向国务院法治部门申请豁免，经批准后，可在限定范围内执行，避免因此遭受损失。
2. **民事救济路径**：根据该条例第 14 条规定，若某组织或个人因执行或协助执行外国不当管辖措施，侵害了中国公民或组织的合法权益，受害人可依法向人民法院提起诉讼，请求停止侵害、赔偿损失。

结语

该条例与此前已施行的《反外国制裁法》、《不可靠实体清单规定》、《阻断外国法律与措施不当域外适用办法》等法律法规共同构成了中国反制裁法律体系，为进一步完善制度落地，政府当局未来可能会发布相应操作细则，建议企业密切关注相关动态，及时评估合规风险，健全内部应对机制，从而在复杂多变的国际环境中保持稳健运营。

（作者： 里兆律师事务所 邱奇峰、陈一夫）

令」は、さらに特定の対象者に的を絞った内容になっており、抑止効果が高い。主な相違点は以下の通りである。

1. **性質の違い**：「外国の法律および措置の不当な域外適用の阻止に関する弁法」の禁止令が特定の外国の法律や措置に対する一般的な禁止（禁止令が発された後、何人も当該外国の法律・措置を承認、実施、遵守してはならない）であるのに対し、「執行禁止令」は特定の主体に対する個別の決定（すなわち、すでに不当な域外管轄措置を実施し、または協力している特定の主体に向けて直接禁止決定を下すもの）である。
2. **法的結果**：「外国の法律および措置の不当な域外適用の阻止に関する弁法」の禁止令違反による法的結果は警告、是正命令、および過料に留まるが、「執行禁止令」違反の場合、政府調達、入札、貨物/技術の輸出入、国際サービス貿易、越境データ移転、出入国および中国国内での滞在・居留などの制限が含まれ、場合によっては刑事責任の追及にまで及ぶ恐れがあり、より厳しい罰則内容となっている。

四、 適用除外及び救济制度

外国の不当な域外管轄に対する厳格な法的規制を堅持しつつ、ビジネスの複雑な実情にも配慮するため、本条例は一連の補完的な制度も設けている。主に以下のものが含まれる。

1. **適用除外制度**：本条例第 6 条、第 11 条の規定に基づくと、関連する組織・個人が特別な事情により外国の不当管轄措置を実施・協力する必要がある場合、または対抗措置や制限措置を受けた組織・個人との間で、取引活動（禁止・制限されている）を行う必要がある場合、国务院法治部門に適用除外を申請することができる。承認された場合は、限定された範囲内での活動が可能となり、規制による損失の発生を回避できる。
2. **民事上の救济ルート**：本条例第 14 条の規定に基づき、ある組織または個人が外国の不当な管轄措置を実施・協力したことにより、中国の公民または組織の適法な權益を侵害した場合、被害者は法に依拠し人民法院に訴訟を提起し、侵害行為の差し止めおよび損害賠償を請求することができる。

終わりに

本条例は、すでに施行されている「反外国制裁法」、「信頼できないエンティティリスト規定」、「外国の法律および措置の不当な域外適用の阻止に関する弁法」等の法令と連携し、中国の対抗制裁の法体系を補強している。政府当局は今後、実施細則（運用ガイドライン）を公布する可能性がある。複雑に変化する国際環境の中で安定した事業運営を維持できるように、各企業においては、運用動向を注視し、コンプライアンスリスクを適時評価し、社内対応体制を整備しておくことが望ましい。

（作者：里兆法律事務所 邱奇峰、陳一夫）

四、近期热点话题

※最近收到咨询及委托较多的话题。

我们可根据贵公司的最新情况提供最佳的解决方案或意见。

- [关联公司担保、外债以及委托贷款管理](#)
- [《商业秘密保护规定》\(2026.02.24 发布, 2026.06.01 实施\)](#)
- [《食品委托生产监督管理办法》\(2025.12.12 发布, 2026.12.01 实施\)](#)

四、トピックス

※最近ご相談・ご依頼の多い話題です。

貴社の最新状況に則した最適な解決策及びコメントをご提供いたします。

- [関連会社による担保、外債および委託貸付の管理](#)
- [「営業秘密保護規定」\(2026.02.24 公布、2026.06.01 から実施\)](#)
- [「食品の委託生産に関する監督管理弁法」\(2025.12.12 公布、2026.12.01 から実施\)](#)